

関東支部と関東地域の知財について



平成 26 年度日本弁理士会関東支部長 羽鳥 亘

要 約

東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城・群馬・栃木・山梨の 1 都 7 県の会員から構成される関東支部は、弁理士会全会員の主たる事務所の約 7 割が上記 1 都 7 県にあるという大きな支部である。

関東支部では、本会とは別の角度から、地域に根差した知的財産普及活動を行っており、昨年度は、関東支部全ての 8 都県において各 2 回（大小の市町村で一か所づつ）「初心者向けの知的財産セミナー」を開催するとともに、別途、知財リスク等に関する「中小企業・ベンチャー向けセミナー」を 7 回開催し、中小企業の知財活動を促進する支援を行った。

また、各地方公共団体や各都県の知財総合支援窓口との連携による活動、各都県士業団体との交流を通じて知的財産の専門家である弁理士による地域知財活性化に積極的に取り組んでいる。

このような各都県委員会による関東各地域における知財支援活動及び支部実務系委員会の活動についても紹介させて頂く。

目次

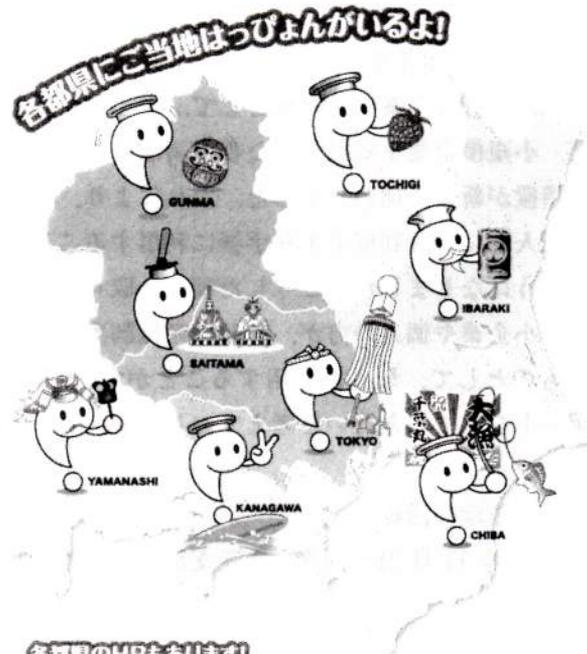
1. 関東支部組織について
 - 2-1. 東京委員会
 - 2-2. 神奈川委員会
 - 2-3. 千葉委員会
 - 2-4. 埼玉委員会
 - 2-5. 茨城委員会
 - 2-6. 群馬委員会
 - 2-7. 栃木委員会
 - 2-8. 山梨委員会
- 3-1. 企画政策委員会
- 3-2. 防災委員会
- 3-3. 中小企業・ベンチャー支援委員会
- 3-4. 広報委員会
- 3-5. 知財教育支援委員会
- 3-6. 研修対応委員会
- 3-7. 相談室運営委員会
- 3-8. 会員サービス検討推進委員会

1. 関東支部組織について

平成 18 年 3 月 15 日に設立された関東支部は、東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城・群馬・栃木・山梨の 1 都 7 県の会員から構成されており本年度で設立 10 周年を迎えます。

弁理士会全会員の主たる事務所の約 7 割が上記 1 都

7 県にあり、多くの支部会員の協力により、各都県の自治体や関係機関と連携し地域の実情に即した活動を積極的に行っており、特に、各都県に設置された「知財総合支援窓口」との連携による中小企業の知財活動を促進する支援や、各都県における他士業との交流を積極的に行うことにより、地域に根差した知的財産普



各都県のHPもあります!

<http://www.jpaa-kanto.jp/kanto8>

— 各都県のご当地はっぴょう —

及活動を行っております。

関東支部組織としては、前記1都7県の都県委員会の他、各種実務系委員会があり、支部会員向け活動を積極的に行っております。

以下、各都県委員会による関東地域での知財支援活動、及び、支部実務系委員会の活動について紹介させていただきます。

2-1. 東京委員会

東京委員会は、総勢49名の委員により、関東支部からの委嘱事項の活動を基本としながら東京という地域の特徴も生かし、地域知財を活性化して産業の発達に貢献できるように活動しております。

上記活動の円滑な実行を図るべく、4つの部会(23区部会・多摩部会・他士業部会・知財セミナー部会)に分かれて活動しており、更に連絡会で部会間の情報、目標等の共有化を図っています。具体的には、

- ①23区部会では、各区への知財活性化の働きかけを進めるべく窓口となるチームを形成し、より細かい対応を目指しております。又、事業と暮らしの相談会等についても引き続き、活動をつづけ地域知財の活性化を目指しています。
- ②多摩部会では、立川での毎月の無料相談会、武蔵野・三鷹事業と暮らしの相談会に加え、府中事業と暮らしの相談会に参加する他、これまでの自治体、信用金庫との交流等を継続・発展させることにより、多摩地域での更なる知財の活性化を目指しています。
- ③他士業部会では、東京都中小企業診断士協会との連携やその他の士業との連携を図り、弁理士の知名度を上げると共に地域知財の活性化を目指しています。
- ④知財セミナー部会では、東京で開催される2回の知財セミナーの内容などの企画をし、東京委員会全体での実施による地域に根差した知財普及活動を目指しています。

2-2. 神奈川委員会

神奈川委員会は、約50名の委員で構成されています。委員には、神奈川県に業務上の拠点を有する委員のほか、自宅が神奈川県にある委員、また、弁護士資格を有する委員も含まれています。

神奈川委員会は、神奈川県、横浜市、川崎市をはじめとする各地方公共団体や神奈川県下の知的財産関係機関、団体における中小企業知的財産支援事業に協力

するかたちで種々の活動を行うとともに、発明相談会の開催、セミナー、弁理士継続研修、交流会の企画など、当委員会独自の活動を行っております。このような委員会活動には若手委員も積極的に参加してもらっております。また、神奈川委員会では、各委員の知見を広げるために、自主研修として、様々な分野から招いた講師によるセミナーや神奈川県下の公共施設の見学等を行い、更に、若手委員に経験を積んでもらうために、若手委員を講師とした自主セミナーを行っております。

平成26年度の主な活動としては、

- ・テクノトランスファー in かわさき 2014 における共催セミナー
- ・神奈川県、横浜市、川崎市における外国出願支援事業への審査員の派遣
- ・かわさき知的財産スクールへの講師の派遣
- ・弁理士継続研修(全4講座)
- ・知的財産セミナー 2014 in 小田原
- ・神奈川県ものづくり技術交流会への知財セミナー講師及び相談員の派遣
- ・かわしんビジネスフェア相談ブース出展
- ・横浜弁護士会との合同研修(全2講座)
- ・テクニカルショーヨコハマ 2015 での知的財産セミナー及びブース出展
- ・川崎環境技術展 2015 へのブース出展等をおこないました。



—テクニカルショーヨコハマ 2015 知財セミナー—

2-3. 千葉委員会

千葉委員会は約30名で構成されており、千葉県内において以下の活動を行っております。

① 知的財産に関するセミナーの開催

関東支部企画として、千葉県内の商工会議所、商工会等の協力を得ながら一般向けに昨年11月市原市と茂原市で知的財産セミナーを企画、実施しました。知的財産に関するセミナーを開催することにより、一般の方にもわかりやすく知的財産を保護・活用することの重要性をご説明し、地域の活性化に寄与しております。

② 無料知財相談

毎月1回、東葛テクノプラザにて一般の方を対象に知財相談を行っております。東葛テクノプラザは千葉県設置の産業支援を行う公的な機関であり、この知財相談を通じて千葉県産業の活性化支援を行っております。

③ 士業交流

公認会計士協会千葉県会をはじめ様々な士業団体との間で交流を図っております。士業同士の交流により専門的な情報交換を積極的に行い、士業全体でより付加価値の高いサービスを提供し、広くお客様、地域に貢献できる活動を行っていきたくと考えております。

④ その他

千葉県内の学校、各団体からのご要望に応じ、随時弁理士を講師・審査員等として派遣しております。弁理士の専門的知識、判断等の情報をご提供し、これをご利用いただくことで地域の活性化に寄与できると考えております。

2-4. 埼玉委員会

埼玉委員会は、埼玉県に縁のある30名弱の弁理士で活動しています。毎月の委員会の開催により会員向け及び一般向けのイベントの企画実行を行っております。

平成26年度は、埼玉県内で「知的財産と公証制度」、「中小企業のための知財活用戦略」、「知的財産の価値評価」をテーマとした3本の会員向け研修（継続研修）を行いました。「知的財産と公証制度」に関する研修では、埼玉県公証人会様にもご協力を頂き、また、「知的財産の価値評価」に関する研修後には、参加者の交流会も開催いたしました。

平成26年度の一般向けイベントも多数実施しております。まず、関東支部が主催する知的財産セミナーを1回はさいたま市内で、もう1回は熊谷市内で、計2回開催しました。

また、埼玉県が主催する「SAITAMA Smile Women フェスタ」及び「彩の国ビジネスアリーナ」への弁理士ブースの出展、埼玉県内の11士業が合同で行う「暮らしと事業のよろず相談会」への弁理士の相談ブースを出展しました。

弁理士を含む埼玉県内の11士業は、埼玉友好士業協議会を構成し活発な交流を行っています。近年はこの友好士業の活動を通じて他士業の催しに来賓として呼ばれる機会も増え、お互いを知る良い機会になっています。また、埼玉県中小企業診断協会様との連携覚書も締結いたしました。

県との連携として、創業・ベンチャー支援センター埼玉が行う無料相談会への弁理士の派遣及び農業経営の法人化を推進するために埼玉県が設置する「法人化推進スペシャリスト」への弁理士の推薦も行いました。

2-5. 茨城委員会

茨城委員会は、県内に事務所を有する会員、自宅を有する会員、茨城県に関わりがある会員14名で構成され、月1回の委員会をつくば市で開催しております。

茨城県の中小企業支援や他団体との協力関係の構築・連携促進などを目的に、積極的な活動を行っており、昨年10月につくば市で、11月に茨城県工業技術センターで一般向けの知的財産セミナーを開催しました。

また、会員に対する研修会については、「企業内弁理士からの提言」、「科学先端技術（ナノテク、電子メールアドレス、エネルギー等）」の2本を茨城県内で実施し、「技術移転」の研修を東京の会場で開催しました。

更には、筑波研究学園都市の研究機関をはじめ、国内外の研究者・技術者が、最新の研究、成果、アイデア、技術を持ち寄り、相互に披露し交流することを目的に、(財)茨城県科学技術振興財団つくばサイエンスアカデミーが主催する「TX テクノロジー・ショーケース」に関東支部のブース出展を行いました。

茨城県は、つくば市や東海村など最先端の研究が行われている地域でもあるため、その特徴を活かした社会貢献活動や会員への情報提供を実施できるように努めていきます。

2-6. 群馬委員会

群馬委員会は、群馬県内に事務所を有する会員及び群馬県にかかわりのある会員の23名で構成されており、各種イベントを開催するとともに「群馬県在勤・出身会員の交流会」を設けて「群馬」を繋がりにした会員相互の交流を図っております。

昨年5月には、関東支部長・担当幹事とともに、群馬県庁・産業技術センター・発明協会を表敬訪問して、関東支部の活動内容を紹介しながら活発な意見交換を行いました。

また、昨年7月には高崎にてデザイナーの手島氏を講師として工業デザイン・商品開発についての会員研修を開催し、10月には伊香保温泉にて弁護士・弁理士小林先生を講師として知的財産権紛争についての会員研修を開催するとともに前記交流会を実施し、本年2月には高崎にて商標権の価値評価と補助金申請についての会員研修を開催しました。

さらに、昨年9月～11月には「知的財産セミナー2014」を中小企業の商品開発力・企画力の向上に役立てられるような内容にて、商工会議所と共催で前橋と太田の2都市において各々開催しました。



—知的財産セミナー2014（前橋会場）—

2-7. 栃木委員会

栃木委員会は、栃木県にゆかりがある会員14名で構成されております。

栃木委員会の主な活動は、知的財産相談員・講師の派遣、知的財産相談会・セミナーの企画・実施、県内諸機関との交流及び県内における他土業との交流です。具体的には、知財総合支援窓口となっている栃木県産業振興センターや栃木県内の商工会議所からの要請に応じて知的財産相談員として活動しています。ま

た、昨年9月にホテルサンシャイン宇都宮にて、10月に足利商工会議所友愛会館にて、それぞれ知的財産セミナー2014という中小企業向けの実務的なセミナーを開催しました。

栃木県は、いちごや干瓢等の農産物分野において全国的に首位にある一方で、宇都宮餃子や宇都宮カクテル等の全国的に著名な名産品等も有しております。更に、日光・鬼怒川エリアや那須エリア等の外国人観光客にも注目される観光名所があります。このため、栃木県内には、知的財産権によって保護すべきブランドが数多く存在します。他方で、栃木県には、医療機器産業、自動車産業、航空宇宙産業及び光産業において日本を代表する国際的な研究開発拠点が存在しており、このような日本の将来を左右する高度なハイテク技術は、正に特許権等の知的財産権によって保護すべき対象ですので、栃木委員会では、このような栃木県の特徴に合わせて貢献すべく活躍しております。



—栃木県立宇都宮工業高校での知財出張授業—

2-8. 山梨委員会

山梨委員会は、県内在住の6名と、山梨に思い出がある7名の計13名の委員で構成されています。他の都県委員会と比べると人数は少ないですが、全員が当事者意識を持って委員会活動をしています。

主な活動は以下のとおりです。

① 無料相談会の開催

甲府商工会議所、富士吉田商工会議所、北杜市商工会でそれぞれ毎月1回以上、特許、実用新案、意匠、商標、著作物に関する権利の無料相談に応じています。

② 山梨県士会の活動

弁護士、税理士、社会保険労務士などの県内の十の

士業が、連絡協議会や年1回の合同無料相談会を実施しています。特に合同無料相談会では、それぞれの士業が協力して複雑な相談に1回で応じられるため毎年ご好評いただいています。平成26年度は弁理士会が山梨県十士会の当番会でした。

③ 知的財産セミナーの開催

知的財産権に関する初心者向けのセミナーを甲府商工会議所と富士吉田商工会議所で行いました。「特許制度が理解できた」、「どんな商品名が商標登録できるかわかった」など、セミナー参加者から評価をいただきました。

④ イベントへの出席

「山梨テクノICTメッセ」や「中小企業組合まつり」にブースを設け、日本弁理士会関東支部を周知させています。また、このブースでは無料相談会を実施しています。

⑤ 出前授業

県内の小中高校で、知的財産権に関する出前授業を行っています。「発明や特許について知ることができた」、「弁理士という職業がわかった」など、児童・生徒から評価をいただきました。

3-1. 企画政策委員会

企画政策委員会では、当該年度に実務修習を終了し新たに弁理士登録をされた関東支部所属の新人弁理士の方を対象に行う新人歓迎会の企画・運営を担当しております。

この新人歓迎会は、一人でも多くの新人弁理士の方に関東支部の各委員会活動を知っていただき、この歓迎会後の委員会の2次募集に申し込んでいただきたいという狙いのもと、6年ほど前から関東支部主催で開催してきました。

平成26年度は、7月に赤坂アーク森ビル37Fのアークヒルズクラブにおいて、「平成26年特許法等改正のトピックス」をテーマとするセミナー及びパーティーを開催しました。

また、この歓迎会では、ベテラン弁理士による個別相談会も開催いたしており、普段聞くことのできない弁理士のイロハ等について相談を受けました。

3-2. 防災委員会

防災委員会では、平常時においては、会員の生命と財産を守るため防災予防対策の周知を図り、防災連絡

網を整備し、防災マニュアルを策定し、防災訓練を執り行っています。

また、非常事態の発生時においては、本会の防災会議と協力して、対策本部を設置し、関東支部の会員の安否の確認に協力し、会員への支援実施に協力します。さらに、「防災のための特許事務所経営者会議」を毎年数回実施済みです。

現状の活動状況ですが、

①関東支部の防災連絡網の作成：関東支部長を中心に、都県委員長を防災委員に併任して防災委員会内の連絡網整備レベルアップを図ることを完了しました。定例の防災訓練ではレベルアップした連絡網を活用することを検討中です。

②防災委員の知識レベルアップのため、外部講師の研修、外部見学をより広く企画しており一昨年度は東京ガスの防災センターを見学、昨年度は、警視庁交通管制センター、神田川・環状7号線地下調整池、防衛省見学等を行い、識見のレベルアップを図りました。

③弁理士会の社会的な貢献として、弁護士会等の専門家17士業団体が構成されている、東京都・災害復興まちづくり支援機構の活動に参画し、首都直下型地震や東南海地震に備えて、支援機構の専門家17士業団体と協力して社会的な貢献に寄与しております。本年度は都庁5階特別会議室で行われる支援機構主催定例の防災シンポジウムの幹事長役が弁理士会関東支部に回ってくるため、そのための準備を行っています。

3-3. 中小企業・ベンチャー支援委員会

中小企業・ベンチャー支援委員会の活動としては、(1)中小企業・ベンチャーに対する知財支援策についての検討・企画・実施、(2)中小企業・ベンチャー支援に関する会員研修の実施、(3)知的財産セミナー2014(中小企業・ベンチャー向けのセミナー)の企画・実施を行っています。委員数は48名で3つの部会から構成され、各部会とも活発に活動中です。委員会として「外部に積極的に打って出よう！」をモットーに、自治体、独立行政法人、公益法人、商工会議所等の各種機関との連携等を通じて、中小企業・ベンチャー支援のためのセミナー・相談会等を行っています。

セミナー・相談会に関しては、開催地区でみると昨年10月大田区・葛飾区・港区、11月練馬区・町田市・川口市、本年3月千代田区で開催するとともに、中小企業・ベンチャー支援に関する会員研修も開催しまし

た。



－中小企業・ベンチャー支援セミナー－

3-4. 広報委員会

広報委員会では、支部会員向けにメール配信している「関東支部だより」の発行、関東支部ホームページ、フェイスブックページの管理、運営しています。

また、各都県で行われるイベントに関東支部として出展するブースにて用いるもの、例えば、昨年からイベント会場で使用されている「はっぴょんフィギュア」、相談室の案内板（普段は弁理士会館の入り口に設置）、タペストリー、ブースでスタッフが着用する「はっぴ」など、およびイベント会場等で配布するノベルティグッズ等、例えばフリクションボールペン・LED ライトのキーホルダー、関東支部を紹介するリーフレットの企画、製作等を行っています。

広報委員会では、関東支部のイメージアップを図るべく、関東支部の活動を会員のみならず、会員以外の一般の方々にお知らせすること、ならびに広報活動に必要なものの企画、製作等を委員会活動の中心としています。

3-5. 知財教育支援委員会

知財教育支援委員会は計 28 名で活動しています。

当委員会は、従来、小学校・中学校・高校・高専を中心とした学校における知財授業への弁理士派遣を中心に行っていましたが、昨年より、上記以外の学校、自治体等の各種公共団体、中小企業等への知財教育も含むことになり、ますます活動できる幅が広がっています。

電子紙芝居等を利用した知財授業や発明工作教室への講師派遣が活動の中心です。講師となって派遣され

た委員の熱心な活動実績により、繰り返し派遣要請をいただく学校も増えてきました。さらに、学校にとどまらず、各地で催される子供向けのイベントに積極的に参加して発明工作教室や電子紙芝居等を通じ知的財産の啓蒙活動に努めています。

特に、毎年 7 月は発明工作の要望が多く、今年のピーク時には、陰で支えてくれている事務局も、工作教室の備品が戻ってきたら次のイベント用の準備をすすすぐ送るなど、多忙を極めました。

委員会の会議では、派遣された委員による報告を受けてのディスカッションのほか、様々な発明工作の体験をする回があったり、委員同士で発声方法を学ぶ回があったりと、より良い授業を提供するため、皆、真摯にそして楽しく取り組んでいます。

3-6. 研修対応委員会

今年度の研修対応委員会は、18 名で活動しております。

本委員会は関東支部主催の研修のうち、都県委員会等、他の委員会が企画する研修を除く、年間約 20 件程度の研修の企画・運営を行っています。

今年度は委員数が少ないため、担当役員・委員長も含めて委員各人が 1 件の研修を 1 人で担当しており、テーマ及び講師の選定に始まり、講師への依頼、講師との研修内容の打ち合わせ、そして研修当日の司会まで基本的に 1 人で行っています。

関東支部事業計画では、若手・企業弁理士及び事務所勤務弁理士に配慮すべく、夕夜間の研修実施が求められており、現在企画中及び実施済みの研修は、他支部にテレビ会議中継する関係で昼間に開催する 1 件を除き、すべて平日 18 時以降または土曜日の開催としております。

また、講師の意向や会場の空き状況の関係で必ずしも十分とは言えない状況ですが、収容人員の多い外部会場を積極的に利用するようにも努めています。

3-7. 相談室運営委員会

相談室運営委員会では、知財相談の経験が浅い弁理士を主な対象に、毎年、知財相談に関する研修会を開催しています。

この研修会では弁理士会主催の研修会には今までなかった新しい試みも行うとともに研修参加者には「すぐに役立つ知財相談マニュアル」を配布しました。

さらに、相談経験の浅い方で希望者には、相談の際にベテラン弁理士が同席する OJT 研修を行っています。

3-8. 会員サービス検討推進委員会

会員サービス検討推進委員会は、会員サービスの企画、検討、実行を職務権限としております。広く会員のサービスになる企画の検討を行っていますが、現在では主に「集う会」の企画、実行を行っています。

この集う会は、一つのテーマを決め、このテーマについて討論を行う企画で、事前に提言者を決めておき、まず、テーマに対する経験、意見を提言者に話してもらいます。そしてその後に、出席者を 10 人前後のグループに分け、それぞれのグループで、提言者の提言に沿った内容で討論をしてもらい、討論終了後に、討論の内容をグループごとに発表してもらいます。討論はアルコールを少し飲みながら、つまみを少し食べながら行います。

昨年 7 月に「弁理士の営業活動」をテーマにして、

第 11 回集う会を開催しました。弁理士会館で行い、61 名が参加しました。

次に、10 月に第 12 回集う会を開催しました。この第 12 回集う会では、前回と同じ「弁理士の営業活動」をテーマにして、事務所を開業してからあまり期間の経っていない会員に提言者になってもらい、65 名が参加しました。

また、第 13 回集う会を、本年 2 月に横浜で「中小企業のための弁理士の役割」をメインテーマに開催しました。

4. まとめ

関東支部では、上記のように、東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城・群馬・栃木・山梨の 1 都 7 県で地域に密着した様々な知的財産支援活動を行っており、今後とも、地域の要望に即した知的財産支援活動を積極的に展開していく所存です。

以上

(原稿受領 2015. 3. 27)